

2022/7/26

宛先: 辻恭子代理人 弁護士 谷 直樹 様

写し: 弁護士 岩永 隆之 様

辻 竜也 様

西山 円 様

道後湯之町 西山 紀男

件名: ご回答に反論(キミエの死後手続き、葬儀、佛壇)

参照: 2022年7月21日付、26日受領、辻恭子代理人弁護士 谷直樹様発書簡「ご回答」

前略

1, キミエ死後の続きに関しては、2022年7月13日付、「かいごの花みずき」清川社長宛書簡「西山キミエ死後手続きに関する質問への回答」のとおり実施します。

2, キミエの葬儀に関しては、2022年4月27日付、辻恭子・俊雄代理人 弁護士 谷直樹様宛書簡「西山キミエ葬儀について、キミエ 孫の辻朱美夫妻にお知らせします」に記載のとおり実施します。

次に引用: **紀男は、民法により、他家へ行った恭子ではなく、自身が喪主を務め、キミエ母の葬儀を挙行します。どうするのか？ 至急に返事(詫び状)をください。詫び状が来なければ、辻一族の入場を排除して、葬儀を実施します。**

当件については、2020年8月26日付、谷弁護士を通しての書簡以来、辻恭子が「喪主をしたい」と騒ぎ立てた暴言を数回に亘って繰り返してきた。未だ詫び状が届いていません。

3. 佛壇に関しては、2022年7月8日付、辻恭子代理人 弁護士 谷直樹 様宛書簡「西山家佛壇引き取りの件」に記載のとおり実施します。

祖父庄三からの継承に従って、紀男に所有権があります。キミエには所有権はない。

佛壇は、西山庄三の意思をつなぎ、次の百年後の西山につなぐため、西山紀男の代で京都の佛具屋へ修理に出します。

所有権のないキミエから辻恭子への又貸しは、民法で定められている違反行為となります。

また、西山家累代の霊は、横浜市の浄土真宗西本願寺派・長延寺境内の墓地に祀っており、西山家累代の位牌も子の円夫婦の所で祀っています。

月命日、春秋の彼岸及びお盆の墓参り、菩提寺長延寺ご住職とのお付き合いもやっています。

辻が西山の先祖の霊を祀ることは、ありえない。

複数の個所で同じ霊を祀ることは「縁起が悪い」と言われています。

以上、

草々

参照:

〒790-0842

愛媛県松山市道後湯之町 4 番 12 号 ロイヤル道後 503 号  
西山紀男 様/西山美年子 様

ご回答

冠省 辻恭子および辻俊雄両氏の代理人として、ご連絡申し上げます。

2022 年 6 月 27 日、7 月 1 日、7 月 8 日、7 月 13 日付の各書状（「かいごの花みずみ」社長及び施設長への書状の写しを含む）について、必要な範囲でご回答申し上げます。

キミエ氏がお亡くなりになった後の葬儀に関して花みずき及び平安社と辻氏らにて相談し、基本的に紀男様たちに手続をお任せすることとしました。

これは、キミエ氏がお亡くなりになった後の混乱を避けるためです。

なお、キミエ氏は辻恭子氏の実母であり、辻氏らはキミエ氏を長年最も近くで支えてきた関係です。

書状にお書きになられていた辻氏らの葬儀への立入禁止は同氏らに大きな精神的苦痛を与えるものですからそうした措置を講じることはお控えください。

次に、仏壇に関してですが、これについては既に書面にてご説明しています通り、恭子氏がキミエ氏より託されたものです。

したがいまして、少なくとも恭子氏の存命中はその手許でこれを管理し、先祖の霊を祀っていきたいというのが恭子氏の希望です。

以上、ご回答申し上げます。

草々

2022 年 7 月 21 日

〒852-8008

長崎市曙町 33 番 24 号 プランタン曙 201

長崎国際法律事務所 電話 050-6871-6596 FAX 09 5-804-5397

辻恭子・辻俊雄代理人 弁護士 谷 直樹